



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成26年 4月25日金曜日 第2565号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 338

告 示

知事印の改刻.....（私学文書課）... 339

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 339

施術機関の指定.....（ " ）... 340

指定介護機関の変更.....（ " ）... 340

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 340

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 340

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....（ " ）... 341

介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 341

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....（ " ）... 341

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....（ " ）... 342

指定介護機関（介護予防事業者）の変更（2件）.....（ " ）... 342

解除予定保安林.....（森林整備課）... 343

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 343

公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 343

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 343

道路の区域変更（県道波方環状線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 344

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（中予地方局地域福祉課）... 344

土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 344

公 告

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備.....（警察本部会計課）... 344

選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程の一部改正.....（選挙管理委員会）... 345

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....（ " ）... 346

雑 報

今治市新ごみ処理施設整備事業に係る工事着手について.....（環境政策課）... 347

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（競争参加者の資格に関する審査等） 第2条 省略 2 省略	（競争参加者の資格に関する審査等） 第2条 省略 2 省略

3 知事は、前項の資格がないと認められた者から請求があるときは、当該資格がないと認められた理由を、書面により、当該請求を行った者に通知するものとする。

4 省略

5 省略

6 知事は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格の審査の申請に係る文書を入手するための手段

7 省略

(一般競争入札の公告)

第3条 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日(特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約のうち、最初の契約に係る特例政令第6条の公告において当該契約以外の契約に係る特例政令第6条の公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前にする旨を規定した場合における当該契約に係る一般競争入札にあつては、24日)前に県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日までに短縮することができる。

(指名競争入札の公示等)

第5条 特例政令第7条第1項の規定による公示は、第3条の規定の例によりしなければならない。

2・3 省略

(入札説明書の記載事項に関する事項)

第9条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特例政令第6条の規定又は特例政令第7条第1項及びこの規則第5条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。)

(2)～(5) 省略

(6) 電子情報処理組織(会計規則第132条第1項第5号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(7) 省略

3 省略

4 省略

5 知事は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(1)～(3) 省略

6 省略

(一般競争入札の公告)

第3条 特例政令第6条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の

_____契約に係る一般競争入札にあつては、24日)前に県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を10日までに短縮することができる。

(指名競争入札の公示等)

第5条 特例政令第7条_____の規定による公示は、第3条の規定の例によりなければならない。

2・3 省略

(入札説明書の記載事項に関する事項)

第9条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特例政令第6条の規定又は特例政令第7条_____及びこの規則第5条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。)

(2)～(5) 省略

(6) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第531号

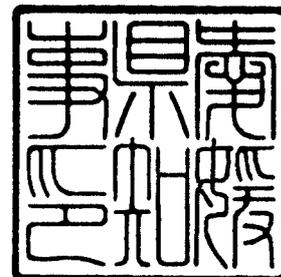
愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規定により、知事印を次のとおり改刻した。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 改刻後の印影

(知事賞状用)



2 使用開始年月日 平成26年5月1日

○愛媛県告示第532号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かりん薬局	八幡浜市広瀬一丁目6番8号	平成26年4月1日
しらはま薬局	八幡浜市字白浜1536番地220	平成26年4月1日
おち歯科医院	西条市栄町250番地ノールソレイユ紺屋町102号	平成26年4月1日
リブラ薬局玉津店	西条市下島山甲1237番5	平成26年4月1日
ひまわり歯科	東温市志津川字万能甲1219番1	平成26年4月1日
大町歯科クリニック	今治市郷新屋敷町三丁目4番36号	平成26年4月2日

○愛媛県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

施術機関 氏名	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
鈴木孝年	立花接骨院	今治市郷本町一丁目2-36	平成26年3月17日
中川雄太	中川接骨院	今治市喜田村六丁目4-46	平成26年3月17日

○愛媛県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に

○愛媛県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ベエルシバ	今治市北浜町3番10号	デイサービスカインドハウス	今治市南島生町二丁目895番3	平成26年2月10日
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	垣生倶楽部	新居浜市垣生四丁目3番35号	平成26年3月1日
株式会社レインボーフラワー	西条市壬生川675番地1	デイサービスセンター虹	西条市石田564番地5	平成26年3月1日
合同会社安	南宇和郡愛南町岩水162番地	ヘルパーステーションあかね丸	南宇和郡愛南町岩水162番地	平成26年4月1日
有限会社れんげ堂	西条市喜多台481番地1	あかり調剤薬局	西条市円海寺1番地2	平成26年4月1日
有限会社れんげ堂	西条市喜多台481番地1	れんげ堂薬局丹原店	西条市丹原町願連寺276-1	平成26年4月1日

より指定した介護機関の名称が、次のように変更された。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	介護機関の所在地	変更年月日
（変更後） 上田小児科・外科	宇和島市広小路1番26号	平成26年4月1日
（変更前） 上田外科		
（変更後） 独立行政法人地域医療機能 推進機構宇和島病院附属介 護老人保健施設	宇和島市賀古町1-2-20	平成26年4月1日
（変更前） 宇和島社会保険介護老人保 健施設パール荘		

○愛媛県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田中歯科医院	今治市末広町1-6-6	平成26年3月31日
しらはま薬局	八幡浜市字白浜1536番地220	平成26年3月31日
越智歯科医院	西条市東町206	平成26年3月31日

有限会社れんげ堂	西条市喜多台481番地1	れんげ堂薬局池田店	西条市丹原町池田109-1	平成26年4月1日
社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	グループホーム春の風	大洲市長浜甲570番地	平成26年4月1日

○愛媛県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社安	南宇和郡愛南町岩水162番地	居宅介護支援事業所岩水	南宇和郡愛南町岩水162番地	平成26年3月15日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	ケアプランセンタージェイコム	西条市西田甲421番地5	平成26年4月1日

○愛媛県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ベエルシバ	今治市北浜町3番10号	デイサービスカインドハウス	今治市南鳥生町二丁目895番3	平成26年2月10日
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	垣生倶楽部	新居浜市垣生四丁目3番35号	平成26年3月1日
株式会社レインボーフラワー	西条市壬生川675番地1	デイサービスセンター虹	西条市石田564番地5	平成26年3月1日
合同会社安	南宇和郡愛南町岩水162番地	ヘルパーステーションあかね丸	南宇和郡愛南町岩水162番地	平成26年4月1日
有限会社れんげ堂	西条市喜多台481番地1	あかり調剤薬局	西条市円海寺1番地2	平成26年4月1日
有限会社れんげ堂	西条市喜多台481番地1	れんげ堂薬局丹原店	西条市丹原町願連寺276-1	平成26年4月1日
有限会社れんげ堂	西条市喜多台481番地1	れんげ堂薬局池田店	西条市丹原町池田109-1	平成26年4月1日
社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	グループホーム春の風	大洲市長浜甲570番地	平成26年4月1日

○愛媛県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
上田 弘明	宇和島市広小路1番26号	(変更後) 上田小児科・外科	宇和島市広小路1番26号	平成26年4月1日
		(変更前) 上田外科		

○愛媛県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	(変更後) 独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院附属介護老人保健施設	宇和島市賀古町1-2-20	平成26年4月1日
(変更前) 社団法人全国社会保険協会連合会		(変更前) 宇和島社会保険介護老人保健施設パール荘		

○愛媛県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称及び居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	(変更後) 独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院附属居宅介護支援センター	宇和島市賀古町1-2-20	平成26年4月1日
(変更前) 社団法人全国社会保険協会連合会		(変更前) 宇和島社会保険居宅介護支援センター		

○愛媛県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
上田 弘明	宇和島市広小路1番26号	(変更後) 上田小児科・外科	宇和島市広小路1番26号	平成26年4月1日
		(変更前) 上田外科		

○愛媛県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	（変更後） 独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院附属介護老人保健施設	宇和島市賀古町1-2-20	平成26年4月1日
（変更前） 社団法人全国社会保険協会連合会		（変更前） 宇和島社会保険介護老人保健施設パール荘		

○愛媛県告示第544号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町緑丙106の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第545号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成26年4月25日から5月8日まで

○愛媛県告示第546号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年4月25日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量（畑寺地区 確定測量）
- 作業期間 平成25年10月18日から
平成26年3月14日まで
- 作業地域 今治市玉川町畑寺、高野

○愛媛県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月25日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	土岐 清重	新居浜市横水町13-17

〃	大塚 晟 充	新居浜市滝の宮町6-16
〃	小泉 誠 一	新居浜市中村松木1丁目10-16
〃	高橋 登	新居浜市土橋1丁目9-38
〃	眞鍋 正 幸	新居浜市中村1丁目6-36
〃	久門 薫	新居浜市本郷1丁目5-27
〃	西原 力	新居浜市本郷1丁目8-41
監事	大澤 眞 一	新居浜市土橋1丁目8-4
〃	近藤 重 俊	新居浜市中村1丁目8-8
〃	加藤 則 明	新居浜市政枝町2丁目7-34

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	土岐 清	新居浜市横水町13-17
〃	大塚 晟 充	新居浜市滝の宮町6-16
〃	白岡 康 夫	新居浜市中村松木1丁目4-22
〃	高橋 登	新居浜市土橋1丁目9-38
〃	眞鍋 正 幸	新居浜市中村1丁目6-36
〃	林 勇 夫	新居浜市本郷1丁目6-29
〃	西原 力	新居浜市本郷1丁目8-41
監事	青野 幸 永	新居浜市滝の宮町11-14
〃	神野 暁 一	新居浜市本郷2丁目6-8
〃	大澤 眞 一	新居浜市土橋1丁目8-4

○愛媛県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月25日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	戸田 平 男	西条市下島山甲727-1
〃	河端 功 蔵	西条市下島山甲1952
〃	西原 孝 雄	西条市下島山甲2278-3
〃	森本 聡	西条市下島山甲167
〃	武田 勉	西条市下島山甲2518
〃	加藤 尚	西条市下島山甲600-2
〃	宮崎 英 明	西条市下島山甲789
〃	三浦 廣 美	西条市下島山甲1254
〃	坪井 正 実	西条市船屋甲620-1
監事	加藤 国 広	西条市下島山甲463
〃	森本 二 郎	西条市下島山甲35

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 英 機	西条市下島山甲2649 - 4
"	戸 田 平 男	西条市下島山甲727
"	森 本 聡	西条市下島山甲167
"	河 端 功 蔵	西条市下島山甲1952
"	西 原 修 造	西条市下島山甲2306 - 2
"	加 藤 尚	西条市下島山甲600 - 2

"	越 智 久	西条市下島山甲594
"	河 端 通 保	西条市下島山甲1856
"	三 浦 新 一	西条市下島山甲994 - 2
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549
"	遊 口 誠 二	西条市船屋甲521
監 事	森 本 輝 夫	西条市下島山甲27
"	加 藤 国 広	西条市下島山甲463
"	三 浦 廣 美	西条市下島山甲1254

○愛媛県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	波方環状線	今治市波方町波方字里甲2264番 4 から 同字甲2264番16まで	旧	メートル 10.8~16.3 10.8~18.9	キロメートル 0.101 0.093	
			新	10.8~18.9	0.093	

○愛媛県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 4月25日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821000092	社会福祉法人宗友福祉 会	松山市中野町甲640番 地	丹生谷 宗 久	共同生活介護	とこ	伊予市上吾川字十合甲 1492番	平成26年 3月31日
3821500182	社会福祉法人愛媛県社 会福祉事業団	松山市道後町2丁目12 番11号	藤 岡 澄	共同生活援助	しげのぶ清愛園生活寮	東温市見奈良841番地	平成26年 3月31日
3823500016	医療法人光佑会	伊予郡松前町神崎586 番地	黒 田 典 生	共同生活援助	イキイキハウス	伊予郡松前町大字神崎 602番3	平成26年 3月31日

○愛媛県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八幡浜市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 4月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成26年 4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
ヘリコプター12ヶ月定期点検整備
- 業務名及び数量
ヘリコプター12ヶ月定期点検整備 1式
- 業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
(アグスタ式A109E型(JA03EP))
- 実施期間
契約締結の翌日から平成26年8月31日まで
- 業務の履行場所
仕様書による。
- 入札方法
入札金額は、ヘリコプター12ヶ月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) 入札の前日までに競争入札参加申請書を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110

- (2) 入札説明書の交付期限
平成26年6月9日(月)17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成26年6月10日(火)11時00分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書等の受付時期

平成26年4月25日(金)から平成26年6月9日(月)までの執務時間中

必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Aircraft inspection

12 months inspection
100, 150, 200, 400, 1600 hours inspection
Japan civil aviation bureau (JCAB) circular No. 3 010, etc
Hours change parts
Technical bulletin
Bench check

- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 10 June 2014

- (3) Inquiry section regarding notice of tender: Supplies Procurement Section No. 1, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程(平成8年9月選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年4月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第4号(第2条関係) 少額領収書等の写しの開示決定通知書	様式第4号(第2条関係) 少額領収書等の写しの開示決定通知書

その1 省略

その2

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 <u>総務大臣</u> に対して <u>審査請求</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県選挙管理委員会が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>審査請求</u> をした場合には、当該 <u>審査請求</u> に対する <u>判決</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。
省略

様式第7号（第2条関係） 少額領収書等の写しの不開示決定通知書

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 <u>総務大臣</u> に対して <u>審査請求</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県選挙管理委員会が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>審査請求</u> をした場合には、当該 <u>審査請求</u> に対する <u>判決</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

その1 省略

その2

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 <u>愛媛県選挙管理委員会</u> に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県選挙管理委員会が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>異議申立て</u> をした場合には、当該 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。
省略

様式第7号（第2条関係） 少額領収書等の写しの不開示決定通知書

省略
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 <u>愛媛県選挙管理委員会</u> に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県選挙管理委員会が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の <u>異議申立て</u> をした場合には、当該 <u>異議申立て</u> に対する <u>決定</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年4月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支</p>	<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長、身体障害者支援施設（障害者自立支援法</p>

援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長及び保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。）の長（以下「院長等」という。）から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。

省略

第25号様式の2

省略

注1～4 省略

5 「施設の種類」の欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。）又は保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。）の別を記入すること。

6～9 省略

（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長及び保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。）の長（以下「院長等」という。）から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。

省略

第25号様式の2

省略

注1～4 省略

5 「施設の種類」の欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法

6～9 省略

雑 報

○公 告

今治市新ごみ処理施設整備事業に係る工事着手について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第1号の規定により、次の対象事業について工事着手したので、次のとおり公告します。

平成26年4月25日

今治市長 菅 良 二

1 事業者の名称及び所在地

- (1) 名 称 今治市
- (2) 所在地 今治市別宮町一丁目4番地1

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 今治市新ごみ処理施設整備事業
- (2) 種 類 ごみ処理施設の設置の事業
- (3) 規 模 ア 可燃ごみ処理施設 1日当たりの処理能力
174トン
イ リサイクルセンター 1日当たりの処理能力
41トン

3 対象事業の実施区域

今治市町谷地内他

4 愛媛県環境影響評価条例第34条第1項の該当した号
第1号

5 該当した時期

平成26年4月14日